

## <会議公開基準骨子>

### ○公開対象となる会議

- ・ 審議会及びこれに準ずる会議（附属機関、計画策定等の会議） → 規則 2 条
- ・ 原則公開 非公開とする場合の取決め → 規則 3 条、規則 4 条

### ○周知（方法・時期）

- ・ 広報掲載、HP、募集チラシ → 規則 5 条、事務要領 2 条
- ・ 周知内容（会議名、開催日時、場所、傍聴関係） → 規則 5 条、事務要領 2 条

### ○傍聴関係（応募・抽選など）

- ・ 募集人数、抽選、締切時期 → 規則 6 条、事務要領 3 条

### ○開催日時

- ・ 時間帯、土日開催など → 規則 6 条

### ○資料の公表

- ・ 個人情報保護条例に反しない限り、原則委員と同一のものを公表 → 規則 7 条
- ・ 傍聴者への資料は、委員と同じ取扱い → 規則 7 条

### ○議事録の公表（発言者など内容・公表時期）

- ・ 出欠席者、発言者明記、速やかな公表 → 規則 8 条、事務要領 4 条
- ・ 公表期間 → 規則 8 条、事務要領 4 条
- ・ 議事録の公表方法（HP、閲覧等） → 規則 8 条、事務要領 4 条
- ・ 議事録確定方法（署名委員方式か、全員承認方式か → 公表の速効性との兼ね合い）  
→ 規則 8 条、事務要領 4 条

### ○運用状況の報告

- ・ 自治基本条例主管課への会議公開状況の年間報告 → 規則 9 条、事務要領 5 条
- ・ 運用状況の公表 → 規則 9 条、事務要領 5 条